

（第 問）

1 [設問1] (i)

2 1. 本件では、「YがXに対し建物買取請求権を行使し」とX
3 が主張している。もっとも、Xにおける当該事実の主張は、Xが
4 Yに対してする建物収去工費明渡請求に対する抗弁事実で
5 あり、主要事実である。これでは、当該事実の主張につき、
6 Xには裁判上の自白（民事訴訟法（以下略）179条1項）が成立して
7 いるといえるか。

8 2. ここで、裁判上の自白とは、口頭弁論又は弁論準備手続にお
9 いて、相手方が主張する自己に不利益な事実を認める旨の
10 弁論としての陳述のことをいう。この「不利益」とは、相手方が
11 立証責任を負うものをいう。そして、裁判所の自由心証主義
12 (247条)も~~も~~過度に善しはいない。事実とは主要事実のことを
13 いうと解する。

14 15 そうすると、本件においては、上記事実の存在については、本来
16 Yが主張立証すべきであり、当該事実は前述のように主要事実
17 であることから、裁判上の自白が成立するようにも思える。すると、
18 当該Xによる自白については、不要証拠が生じ、Yの期待保護の
19 ためにも自白の撤回制限効が生ずるようにも思われる。

20 3. もっとも、これについては、Xによる自白を受けた際にYが
21 否認している場合においても、裁判所は自白が成立して
22 いるとして判決の基礎としなければならぬか。

23 ここで、自白について不要証拠が生じる趣旨は、裁判所は
両当事者に争いの~~あり~~^{ない}事実については、その事実認定をしなけれ

は「なほなほ」の論議主義の第2ステップに由来するものである。
つまり、両当事者に争いのある事実については、裁判所はその
事実の認定をすることができる。そこで、相手方が
自白した自白においても、これを一方当事者が争う場合におい
ては、上記趣旨が妥当せず、裁判上の自白は成立しないとい
うべきである。

4. したがって、本件では、YがXの自白内容について否認しない
以上、裁判所は証拠調べなしに事実を認定することができる
べきはい。

第
問

[設問1] (ii)

(i) 述べたようにXの主張は先行自白となっている。これ、
先行自白については、相手方当事者がこれを援用した場合、
裁判上の自白が成立し、不要証拠が生ずる。この場合、相手
方が援用した場合においては、両当事者間で争う意思が
ないこととなるべきで、論議主義の第2ステップが妥当する
のである。

したがって、本件においてYが援用をした場合、裁判所は
証拠調べなしに当該事実を認定することができる。

[設問1] (iii)

1. Yが争うことを明らかにした場合にはどうか。
Yの態様がXの主張には擬制自白(159条1項)が成立するとい
えるかが問題となる。

2. また、擬制自白においては、自白の成立者により不利益を

受け取る者がこれを争うことを明らかにしなさい。当該
自白をしたものと擬判するものである。そうしてゆくと、本件に
おいては、自白により不利益を受け取るのは X であり、Y が争う
ことを明らかにしなさい場合には適用せしめはしなさいと思
える。

3. ここで、擬判自白の成立を認める趣旨は、争うかどうかを
明らかにしなさい点については自白の成立につき当事者に
得責することができ、又裁判所のための審判・判断への
コストの削減にある。そこで、争うか明らかにしなさい者
に対して、不利益が及ぶ場合に限られず、争うか明らかにしなさい
者に不利益が及ばない場合においても、擬判自白の成立
の余地はあつて解すべしである。

本件では、Y は X により自白により不利益を受け立つ立場では
ない。~~そこで~~、裁判所としては Y がこれを争うか明らかにしなさい
以上、ここで審理ができればそれは訴訟経済にも反する。
このため、審判・判断のコスト削減と捉え、擬判自白が成立
するといえる。X の主張には、

よって、裁判所は証拠調べなしに事実の認定ができる。

[設問2] (1)

1. Y は X の第 2 訴訟には訴えの利益がはいと主張する。
以下、その論拠を説明する。

2. まず、後訴において訴えの利益があるかどうかは、前訴
で得られる利益とは異なる利益が存在していることをいう。

第 問

この利益が異なるかどうかは、訴訟物の異同や請求をすべき必要性が判断されることとなる。

3(1) 本件においては、第1訴訟のYの請求は建物退去土地明渡請求にあるところ、「建物退去」は執行方法にすぎず訴訟物を構成しない。すなわち、第1訴訟の訴訟物は所有権に基づく返還請求権としての土地明渡請求権となる。そして、第2訴訟における請求は、建物収去土地明渡請求であるところ、「建物収去」は執行方法にすぎないことから、第1訴訟と訴訟物は同一となる。

したがって、第1訴訟と第2訴訟においては、同一の訴訟物について争っているといえる。

(2) また、XとYは第1訴訟により、Yから本件土地の明渡しを受けられることができたところから、改めて第2訴訟において、再度、本件土地の明渡しを求めた必要性はないと言える。

4. よって、Xによる上記請求の利益は認められない。

[設問2] (2)

1. Yは、第1訴訟の確定判決の既判力(114条1項)により、第2訴訟における「建物収去」を求めた部分は棄却するに至る。また、Yの当該主張は認められるか。

2. ここで、既判力とは前訴の確定判決について生ずる後訴への通用力のことをいう。この既判力は、「主文に包含するもの」すなわち訴訟物について生ずる。

3. 前述で述べたように、本件の場合は、第1訴訟と第2訴訟の

1 訴訟物は同一であり、所有権に基づく返還請求権としての土地
2 明渡請求権である。このため、第1訴訟の執行方法である
3 「建物除去」部分については既判力が及ばないといえる。

4 4. もともと、「建物除去」部分については執行方法であり訴訟
5 物を構成しないと言いつても、主文に明示されて判断がな
6 されている以上、信義則による拘束力を認めらばよいといえる。

7 また、執行方法については、両当事者が争点として争った結果
8 はないのであるから、争点効による拘束力をも認めらばよいといえる。

9 5. 以上、第1訴訟においては、これに既判力に類する拘束力
10 が及んでおり、第2訴訟での請求は棄却すべきである。

11 [設問2] (3)

12 1. (1)への反論

13 また、Xには第1訴訟と第2訴訟での訴訟物は同一で
14 ないとしても、Xには再度、第2訴訟を提起する必要性がある
15 と反論する。

16 確かに、Yの主張する通りに本件土地の明渡しを受けられる
17 という状態には何ら変化はない。しかし、第1訴訟においては、
18 Xは本件建物をYから買取りしなくてはならず、本件土地の
19 明渡しを受けると同時に ~~Y~~ Xには500万円の損失が発生し
20 ているといえる。

21 一方、建物収去が第2訴訟で認められると、建物の収去の費用
22 はY負担であり、Xには何らの損失も発生せずに本件土地の
23 明渡しを受けることができるといえる。

第 二 問

したがって、Xは自身が買取り費用である500万円を支出せしむ土地の明渡しを受けられるようにするために、第2訴訟の提起の必要性が認められる。

よって、訴えの利益は認められる。

2 (2)への反論

(1) Yが主張するものは既判力に類する拘束力の発生については容易に認めらるべきではないと反論する。

まず、信義則による拘束力については、一般事項を特に出した拘束力であり、明文の根拠に乏しく、場当たり的な拘束力が発生しかねないというおそれがある。

また、争点効については、何が主要な争点として争われたものであるかが当事者により差異が生じかねない。また、既判力のようは画一性を有せず、採用することもできない。

(2) 一方、Yの主張する既判力に類する拘束力がたえず発生していても、Xは第2訴訟での主張は第1訴訟での口頭弁論終結後における新事由であるため、その主張は遮断されないと反論する。

本件では、第1訴訟の口頭弁論が終結した後、AがYに対し賃料支払の催告をし、本件賃貸借契約の解除を目的とする内容証明郵便の存在が明らかになっている。このため、Yが本件賃貸借契約の解除が認められる場合、YはXに対し建物買取請求権を行使できはくはる。また、当該事由については、口頭弁論終結前について存在していたとしても、新事

1
2 由には当らばないようにも思える。

3 しかし、この点については、Xは当該解除通知であり内容証
4 明郵便の存在について気づいていなかったりであったから、~~無~~期
5 行可能性がはかたして、既判力の正当化根拠である自己
6 責任を問うことができない。

7 しにからて、当該事由については第1訴訟において主張の
8 期行可能性のほかに新事由として、前訴の既判力によつて
9 遮断されることにはあつない。

10 して、第2訴訟におけるXの請求には第1訴訟の確定判決
11 の効力は及ばない。

12 以上

（
第
問
）